

定 款

株式会社 大 盛 工 業

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社大盛工業と称し、英文ではOHMORI CO., LTD. と表示する。

(事業目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、とび・土工工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事、シールド工事及び軌道工事の請負
2. 前号の企画、設計、監理及びコンサルティング業務
3. 産業廃棄物及び建設発生土の再生処理、加工並びに再生製品の販売
4. アスベスト等の有害物質の無害化処理事業
5. 建設用骨材（砂利、砂、碎石）の製造販売
6. 住宅の設計、監理、建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
7. 住宅地、別荘地、ゴルフ場の開発造成並びにゴルフ場、ホテル、旅館、スポーツ施設の運営、管理、経営
8. 警備の請負及びその保障
9. 施設、工事現場、設備及び車輛の安全管理等の請負及びその保障
10. 介護施設、老人ホーム等の高齢者用施設の運営、管理、経営
11. 介護保険法の規定による居宅サービス事業
12. 介護保険法の規定による介護予防サービス事業
13. 介護保険法の規定による居宅介護支援事業
14. 介護保険法の規定による福祉用具貸与・販売の居宅サービス事業
15. 介護保険法の規定による訪問介護事業
16. 介護保険法の規定による介護予防訪問介護事業
17. 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計及び造成並びに区画整理事業
18. 建設用資材、機器及び機械装置の製造、販売並びに賃貸業務
19. 太陽光など自然エネルギー等に係る発電及び売電並びにコンサルティング業務
20. 太陽光など自然エネルギー等に係る発電設備、充電設備及びそれらの附属機器の販売、保守業務
21. 農産物の生産及び農産物の生産に関する調査、研究、開発
22. 特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、譲渡並びに賃貸業務
23. 損害保険代理業
24. 貸金業法の規定による貸金業
25. 投資事業
26. 有価証券の投資及び運用並びに売買
27. 企業の合併、提携、営業権・有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
28. 経営コンサルタント業務
29. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区内に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5千万555千株とし、当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ5千万株、27万7,500株及び27万7,500株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議を以て市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、全部の種類株式につき、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 優 先 株 式

(無議決権株式)

第13条 優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）は、株主総会において議決権を有しない。

(優先配当)

第14条 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下、優先株質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株質権者という。）に先立ち、優先株1株につき払込金額に100分の10を乗じた金額を、各事業年度における上限として、発行に際して取締役会で決める額の剰余金（以下、優先配当金という。）を支払うものとする。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

2. A種優先株式の株主（以下、A種株主という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種質権者という。）に対して支払う剰余金は、各事業年度において、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度以降に累積しない。
3. B種優先株式の株主（以下、B種株主という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、B種質権者という。）に対して支払う剰余金は、各事業年度において、優先配当金の額に達しないときは、その不足額を発行に際して取締役会で定める範囲内で翌事業年度以降に累積するものとし（以下、B種累積未払配当金という。）、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者及び優先株主または優先株質権者に対する剰余金に先立って支払われるものとする。
4. A種株主またはA種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。
5. B種株主またはB種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。ただし、普通株主または普通株質権者が受ける第47条に定める剰余金（第48条に定める中間配当金を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。

(優先中間配当金)

第15条 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（以下、優先中間配当金という。）を支払う。

(残余財産の分配)

第16条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、払込金額相当額を支払う。優先株主または優先株質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(株式の割当てを受ける権利等)

第17条 当社は、優先株主には、その有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(取得請求権)

第18条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で当社が優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(取得条項)

第19条 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日（以下、強制取得基準日という。）以降の取締役会で定める日を以て取得し、これと引換えに、優先株式1株の払込金額相当額を強制取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切捨て）で除して得られる数（1株未満の端数は切捨て）の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が、(1) 取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2) 取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、優先株式1株当りの払込金額相当額を、(1) の場合は当該上限取得価額で、また(2) の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。

(優先順位)

第20条 優先株相互の優先配当金、優先中間配当金並びに残余財産の分配の支払順位は、B種累積未払配当金を除き、同順位とする。

第4章 株 主 総 会

(招 集)

第21条 当社の定時株主総会は、毎年8月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
2. 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第22条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(議 長)

第23条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に差し出すことを要する。

(種類株主総会)

第27条 第23条、第24条及び第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第5章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第28条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第29条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任及び解任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(累積投票の排除)

第30条 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第31条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第32条 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第33条 取締役社長は、当社を代表する。

2. また、必要に応じ、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の中から更に代表取締役を選定ことができ、代表取締役は、各自当社を代表するものとする。

(取締役の分掌)

第34条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当社業務の全般を統轄する。

2. 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌処理する。

(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議を以てこれを定める。

(取締役会の招集通知)

第36条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第37条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議方法)

第38条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数を以てこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第39条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第40条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第41条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第43条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第44条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数を以てこれを行う。

(監査等委員会規程)

第45条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年8月1日より翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議を以て毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当財産等が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

(会計監査人の責任免除)

第50条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(附 則)

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第49回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第49条第2項の定めるところによる。

2023年3月2日改訂